第二十回全國大會提出議案

一、勞働組合法獲得運動に關する件

提出　中央委員會
關東勞働同盟會
大阪聯合會
製綱勞働組合
神奈川聯合會
東京革工組合
東京鐵工組合
京都運輸勞働組合
大阪金屬勞働組合
出版印刷勞働組合

說明　齋藤健一

第五十九議會に於て通過した勞働組合法案は、豫期の如く貴族院に於て審議未了に終つた。政府案に對する吾人の態度は、改めて茲に述べる必要も無いのであるが、資本家團體の反對運動も依然猛烈を極め、本法案は勞資に挾擊せらるゝの狀態を示した。然し乍ら、本法案が葬らるるに至つたのは、勞働組合側の反對運動に依るに非ずして、資本家團體の反對に基くものであることは牢記しなければならぬところである。

政府案が、改惡案などとして吾人の批難する主なる點は、損害賠償の免責規定を削除したること、政治行動に束縛を加へたること等であるが、もと〳〵社會局案なるものが、吾人の立場よりすれば、頗る不滿足なるものであつた。これに就て吾人は、團體協約權確立外六項目の要求を大會の決議に依て掲げて居るのである。然るに、資本家團體は右の改惡案に對してすらも、之を葬り去らんとし或は勞働爭議取締法を同時に制定せよ、組合員保護規定を削除せよ、現存組合法認の經過規定を削除せよとの主張を以て、事實上、勞働組合禁止法の制定を要求して居るのである。政友會はもとより民政黨の內部に於ても、又大いに之に共鳴するものあり、爲に衆議院の委員會は故意に引き延ばされ、貴族院亦之に呼應して遂に審議未了に終らしめたのであつた。

故に、改惡法案が、勞働階級の反擊運動で葬られたりと考ふるは、頗る早計であると云はねばならない。

勞働組合法は、元來、勞働組合の行動を規定せんとする國家の立場から立案せらるゝものであつて、勞働組合運動の革命的職務を遂行せんとする立場よりすれば、如何なる勞働組合法たりと雖も結局取締法たるを免れ難いものである。

又、法律は事實に追隨するものであつて、各國に於ける立法の實際を見るに、勞働組合の勢力増大に對し、之に一定の規準を與へ、左翼的言辭を以つてすれば「改良主義の埒內に止めんとする支配階級の意圖」に基いて行はるる場合が多いのである。然るに吾人は何故、積極的に勞働組合法制定の要求をなしつゝあるか。

第一に、吾人が過去に於ける經驗に徵し、雇主の勞働組合否認思想が、如何に無用なる勞資の紛爭を惹起し健全なる勞働組合運動を阻害しつゝあるかを知る。この團結權確保と云ふ基本的ではあるけれども、今日の世界的產業常識より見れば、極めてありふれたる事の爲めに、絕えざる紛爭を惹起する事は、勞働階級はもとより國家產業自體の爲めにも慶賀すべき事ではない。故に國家が法律を以つてこの團結權を保證することは當然の實務であると云はねばならぬ。かゝる問題は、勞働組合と雇主との鬪爭に依つて解決すべきであるとの立場から、吾人のこの主張に對して鬪爭精神の缺如として笑ふ者があるならば吾人はむしろそれを先決とする者である。例へば時局に於いて鬪爭力に訴へねば解決出來ぬものであるにしろ、吾人は先づその平和的解決の道を索ぐる事が國家產業に對する義務なりと確信するからである。

第二に、恢復容易ならざる世界的不況は、益々日本の產業の行詰りを深刻ならしめつゝある。今日の產業組合が國民を充分に養ひ得ない事を明瞭に曝露しつゝある。加ふるに資源乏しき我國資本主義產業が、今日のまゝに於て勞働階級の生活條件を維持し得やう筈が無い。茲に、勞働階級の思想が日々險惡化する根據があるのである故に國家は、勞働組合法を制定して勞資關係を急速に合理化し、我國產業が破壞を伴はざる進步、協力の下に行はるゝ絕えざる改革をなし產業と國民生活を融合せしめ、舉國一致の基礎をつくる必要に迫られ居るのである。我國の勞働組合は先進諸國の勞働組合運動史の示す如き勞働條件の維持改善のみに沒頭して他を顧みざる利己的態度を採る事の不可なる立場に在る。即ち國家產業全體の發展と進步を考慮しつゝ勞働組合運動を進展せしめ、これと勞働階級の利益とを調和せしめねばならぬ使命があると信ずる。此意味に於いて、吾人は勞働組合法の制定を要求して居るのである。

吾人の要求する勞働組合法

要綱

一、組合聯合體を法認すること
二、組合員の制限を廢し同一または類似の職業及產業に限定せざること
三、團體協約權の確認すること
四、法人格取得は自由たること
五、勞働組合員は團體的行動に依り雇傭者に生ぜしめたる損害賠償の責任なきこと
六、團體の自由を拘束妨害する雇主の行爲は犯罪として處罰すること
七、組合員にして組合に對し契約を履行せざる場合は民事上の責任を科すること
八、豫後備軍人、軍屬官吏、官公署事業從事員、一般頭腦勞働者に適用すること
九、會議の決議の取消し規約の變更組合の解散其他一切の處分は裁判に判決を以つてす可きこと
十、平和にして道義的手段に依る罷業の監視を合法的行爲として確認すること